

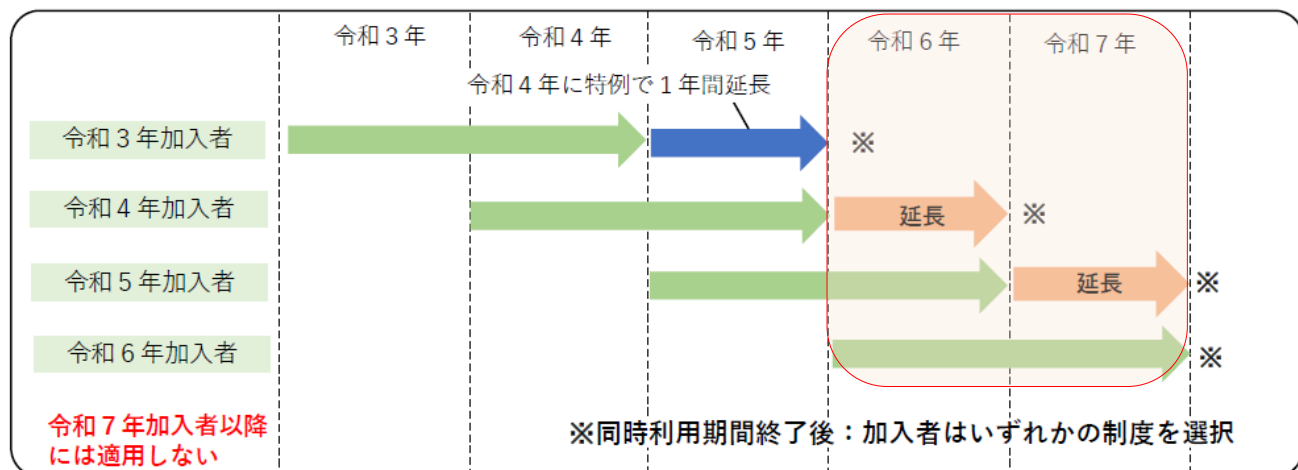
収入保険と野菜価格安定制度との同時利用 令和6年の新規加入者をもって終了へ

野菜価格安定制度については、令和3年加入者より“収入保険”と“野菜価格安定制度”を同時利用できるよう特例が措置されていたところですが、この特例は令和6年の新規加入者をもって終了し、令和7年以降の新規加入者については、この特例は適用されなくなります。

すでに令和4年、令和5年から収入保険に加入している方については、令和3年からの加入者を特例として1年間延長したことと同様に、現行2年間の同時利用期間を3年間に延長します。令和6年から新規で加入する方は、現行の仕組みを維持し、2年間の同時利用が可能です。

なお、同時利用期間終了後は、収入保険か野菜価格安定制度のいずれかを選択していただくこととなりますのでご注意ください。

同時利用に係る取扱いについてのご案内が遅くなりご迷惑をおかけいたしますが、引き続き収入保険への加入をご検討下さい。



【緊急需給調整事業】

加入年に関わらず

野菜価格安定制度（価格低落時補てん対策）から収入保険に移行した者も参加可能

※ 同時利用期間終了後に、収入保険への移行を選択した者も、緊急需給調整事業に参加することが見込まれるため、引き続き著しい価格低落時における産地での野菜の需給調整機能は維持される

ご不明な点については、最寄りのNOSAIまでお問合せ下さい。

